

## 第9期介護保険事業計画の 介護サービス量の見込みなどに係る考え方について

- 1 本市の高齢者数や要介護認定者数等の見通し ..... P 2
- 2 介護サービス量の見込みに係る考え方 ..... P 6
- 3 介護保険料算定に係る考え方 ..... P16

令和5年11月14日

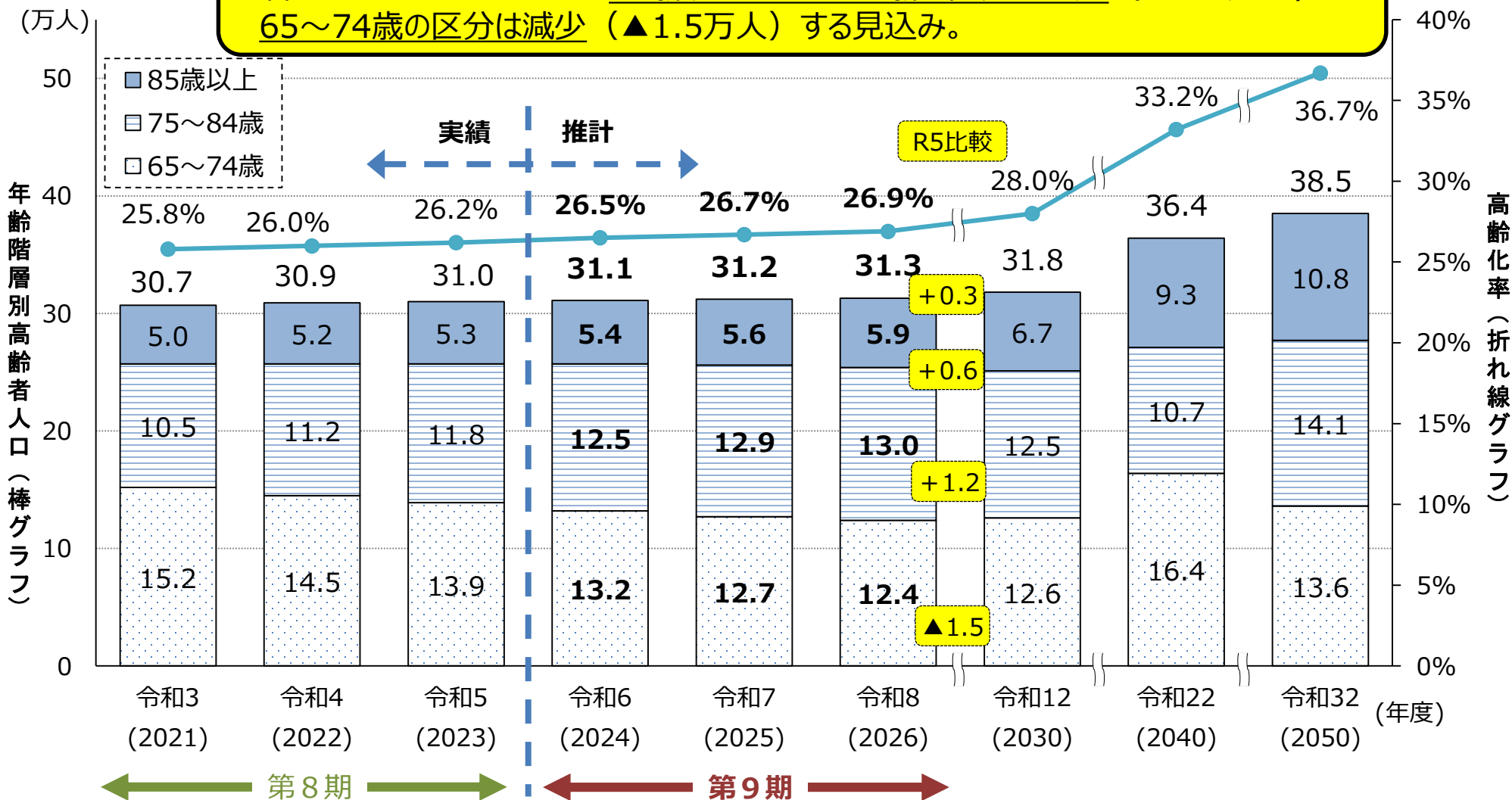
広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

# 1 本市の高齢者数や要介護認定者数等の見通し

## (1) 高齢者人口・高齢化率の推移

※ 各年度9月末現在の住民基本台帳ベースの人口

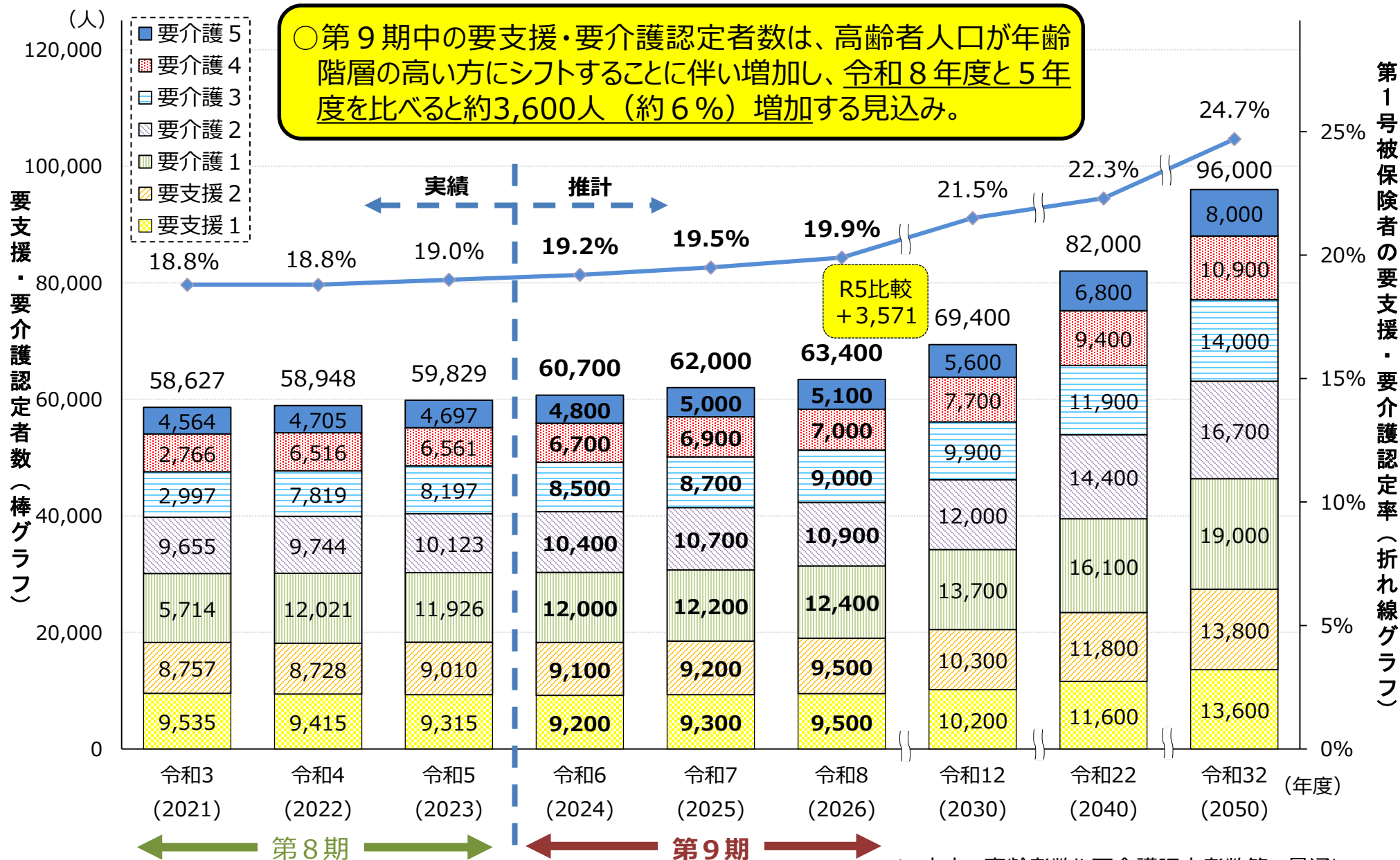
○第9期中、高齢者人口はほぼ横ばい（+0.3万人；+1.0%）である一方、年齢階層はより高い方にシフトし、85歳以上と75～84歳の区分は増加（+1.8万人）し、65～74歳の区分は減少（▲1.5万人）する見込み。



## (2) 要支援・要介護認定者数の推移

※1 各年度9月末現在

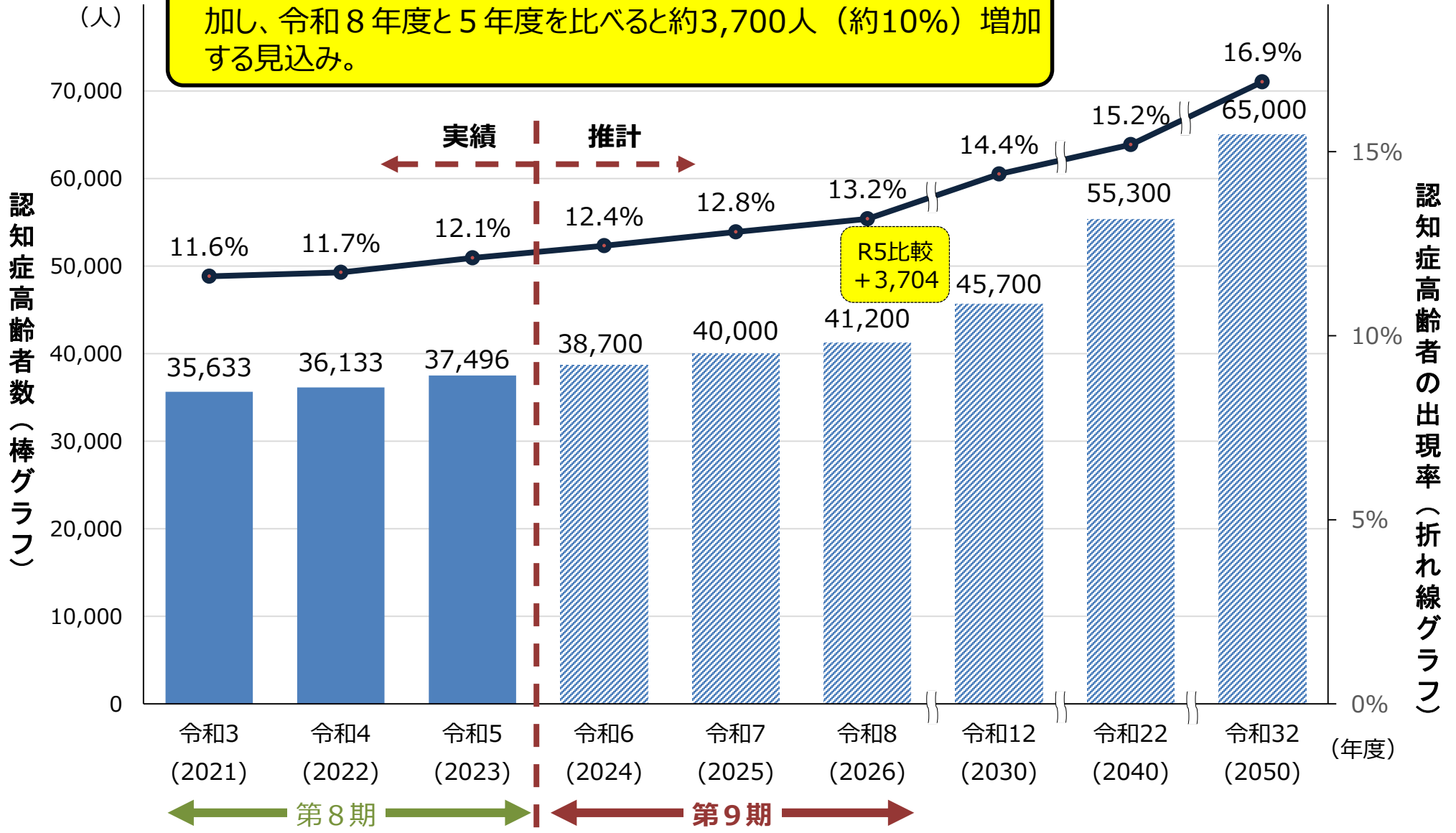
※2 2030年度以降の認定者数は、年齢階層別・男女別認定率が一定と仮定



### (3) 認知症高齢者数の推移

※ 要介護等認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上のもの（各年度9月末現在）

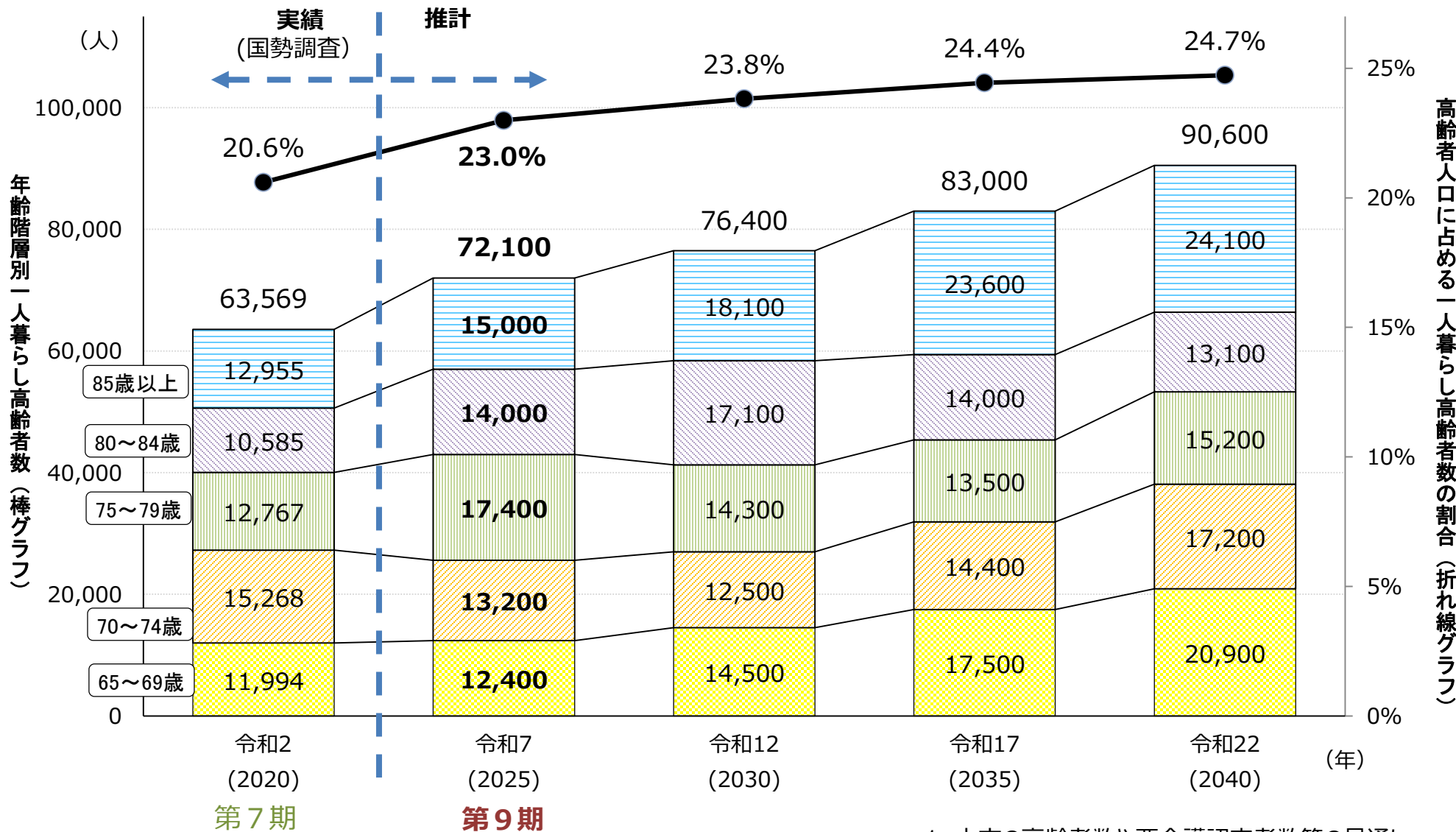
○ 認知症高齢者数は、要支援・要介護認定者数の増加等に伴い増加し、令和8年度と5年度を比べると約3,700人（約10%）増加する見込み。



# (4) 一人暮らし高齢者数の推移

※ 年齢階層別(5歳刻み)・男女別推計人口に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計)の仮定値を乗じて算出。

○第9期中の一人暮らし高齢者数は、高齢者人口の増加、中でも年齢階層の高い人口の増加に伴い、人数・割合とも増加する見込み。



## 2 介護サービス量の見込みに係る考え方

- 第9期プランでは、「高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実」を目標として掲げることとしており、介護が必要な状態になっても、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立して生活できるよう、訪問介護や通所介護など居宅系介護サービスの量を確保することが重要であると考えています。
- 一方で、要介護認定者数や認知症高齢者数、一人暮らし高齢者数は着実に増加していくことから、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど施設・居住系サービスの需要も引き続き増加していくことが見込まれ、これらのサービス量も確保していく必要があります。
- 今回は、総量規制を行っている施設・居住系サービスを中心に、施設整備数などの介護サービス量を見込む際の考え方を整理したものです。具体的な介護サービス量の見込みは、保険給付費や介護保険料収入などの全体バランスを踏まえて検討する必要があり、第9期プランの中間とりまとめ（案）において、国の介護報酬改定反映前のものをお示しすることとしています。

# (1) 介護保険施設

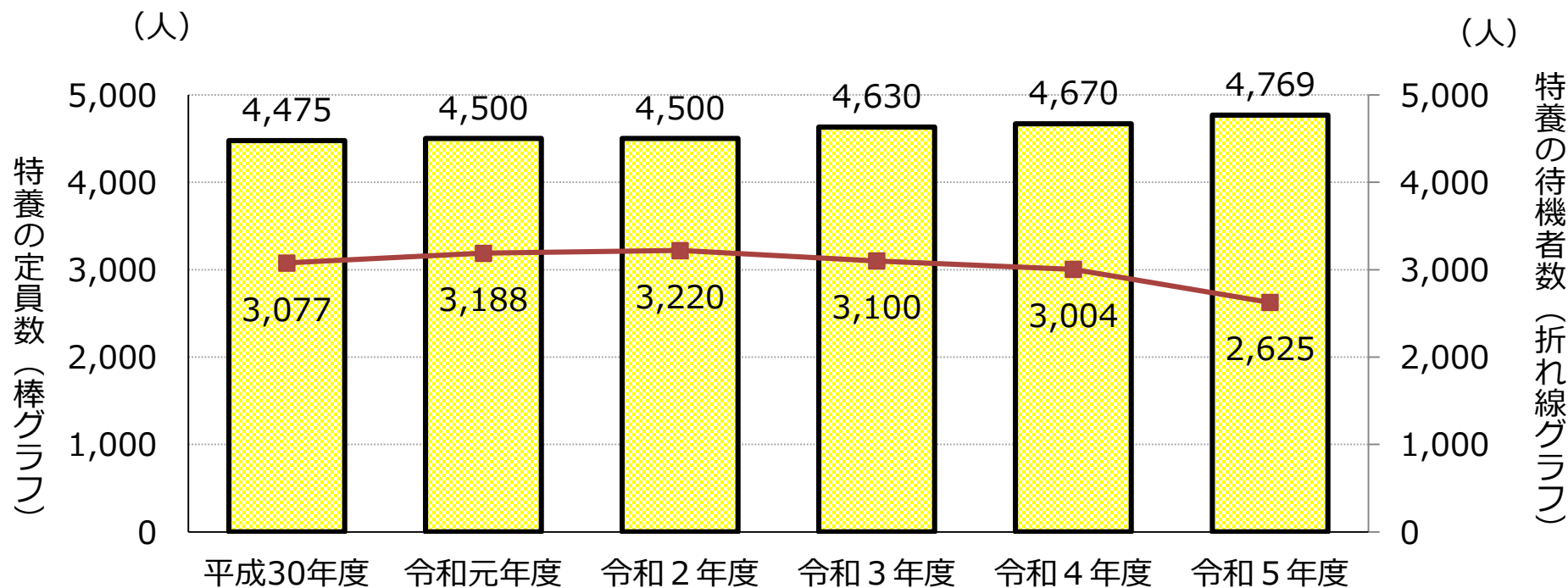
## ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

### 【考え方】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、建設用地や資金、介護人材の確保等が困難なことから、必ずしも計画どおり整備が進んでいない状況にはあるものの、入所者のうち低所得者（市民税非課税世帯）が全体の約8割を占めていることや中長期的な要介護認定者数の動向を踏まえると、今後とも一定の受け皿を確保する必要があると考えます。
  
- このため、以下の状況等を踏まえて検討します。
  - ・ 第9期計画期間中の中・重度の要介護認定者数
  - ・ 特別養護老人ホームの待機者数の状況  
（令和5年4月1日現在の待機者数（実人数）：2,625人）  
※特別養護老人ホーム入所待機者の状況調査（令和5年5月実施）  
（令和5年1月1日現在の利用率：92.7%）  
※介護サービス事業者調査（令和5年1月実施）の回答施設（76施設中63施設）の集計値
  - ・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の状況  
（特養入所ニーズの一部を吸収する役割）
  - ・ 本市の特別養護老人ホームに入所している他市町の被保険者の状況  
（周辺市町における特養入所ニーズの減少傾向）

## 【参考】 特別養護老人ホームの定員数等の推移（各年度4月1日現在）

- 特別養護老人ホームの待機者数（実人員）は、令和2年度がピークで、5年度はピーク時から595人（▲18.5%）減少している。
- この要因としては、施設サービス等の定員数の増加、コロナ禍での入退所の増加、各種在宅サービスの充実等に伴う在宅介護へのシフトなどが考えられ、第9期以降の動向を注視する必要がある。





## ② 介護老人保健施設

### 【考え方】

- 以下の状況等を踏まえて検討します。
  - ・ 入所者数及び入所待機者数の状況  
(参考) 令和5年1月1日現在の入所待機者数：292人(延べ人数)  
令和5年1月1日現在の利用率：85.1%  
※介護サービス事業者調査(令和5年1月実施)の回答施設(31施設中26施設)の集計値
  - ・ 第9期計画期間中の要介護認定者数
  - ・ 年間退所者数及び退所後の居所の状況

## ③ 介護医療院

### 【考え方】

- 国の方針を基に、医療療養病床を有する医療機関を対象に広島県が実施した「医療療養病床に係る転換意向調査」の結果等を踏まえて検討します。  
(参考) 令和5年1月1日現在の利用率：84.0%  
※介護サービス事業者調査(令和5年1月実施)の回答施設(13施設中9施設)の集計値

### 【参考】

- ・ 介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」の機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として平成30年4月に創設されたサービス。
- ・ 令和5年度末が廃止又は転換の期限となっている介護療養型医療施設からの転換先として想定されており、現に転換が進められている。

## (2) 居住系サービス

### ① 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

#### 【考え方】

○ 認知症高齢者数は増加する見込みであり、今後とも一定の受け皿を確保する必要があると考えられ、以下の状況等を踏まえて検討します。

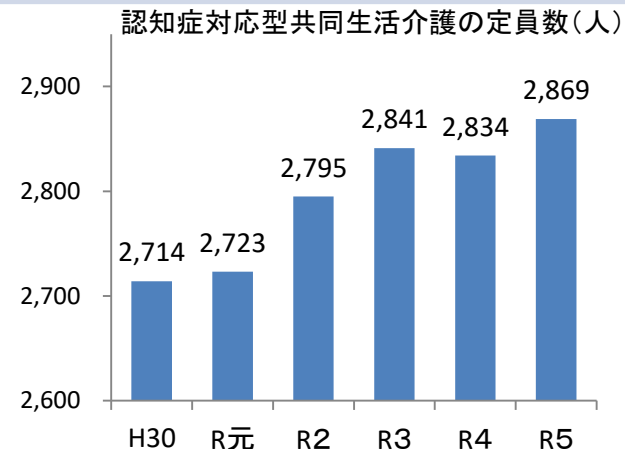
- 入所待機者数の状況

（参考）令和5年1月1日現在の入所待機者数：491人（延べ人数）

令和5年1月1日現在の利用率：95.0%

※介護サービス事業者調査（令和5年1月実施）の回答施設（158施設中110施設）の集計値

- 第9期計画期間中の認知症高齢者数



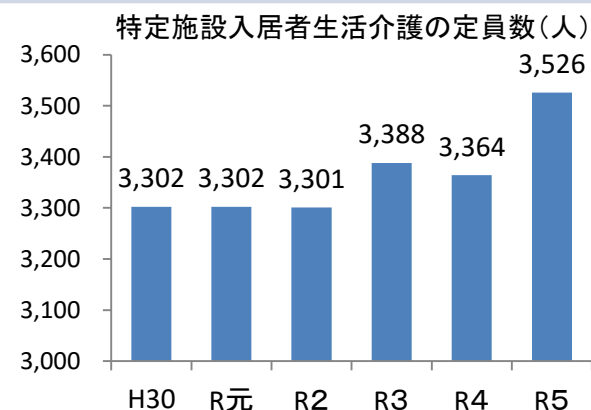
### ② 特定施設入居者生活介護

#### 【考え方】

○ 有料老人ホーム等は介護が必要な高齢者の受け皿となっていると考えられ、以下の状況等を踏まえて検討します。

- 第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備見込み



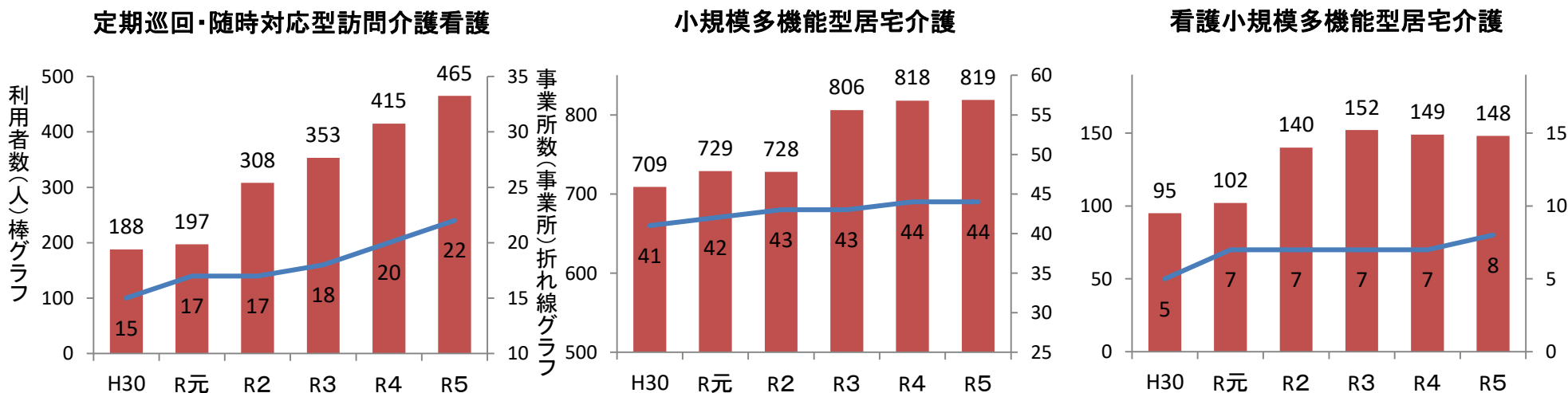
### (3) 地域密着型サービス

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

#### 【整備数設定の考え方】

- 地域密着型サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアシステムの充実を図る中で重要な役割を担うサービスであり、更なる充実を図る必要があると考えられ、以下の状況等を踏まえて検討します。
  - ・ 事業所の開設状況や利用者数の状況
  - ・ 第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数

### 地域密着型サービスにおける利用者数・事業所数の推移



## (4) 居宅サービス等

### 訪問介護、通所介護などの居宅サービス及びその他の地域密着型サービス

#### 【考え方】

- 訪問介護、通所介護などの居宅サービス及びその他の地域密着型サービスの量の見込みについては、以下の状況等を踏まえて検討します。
  - ・ 居宅サービス利用対象者数  
(要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いたもの)
  - ・ サービス種別ごとの利用率  
(原則、過去5年間(平成30年度～令和4年度)の居宅サービス利用対象者に占める各サービス利用者の割合の対前年度伸び率の平均を踏まえたもの)
  - ・ 1人1月当たり利用回数・日数  
(原則、過去5年間(平成30年度～令和4年度)のサービス別、要介護度別の1人1月当たりの利用回数・日数の対前年度伸び率の平均を踏まえたもの)

# 【参考 1】 介護サービス事業所数及び利用者数の推移

## ◎ 施設サービス等

○第7期開始年（H30）と第8期最終年（R5）を比較すると、施設サービス等については、量的確保を図るとしたプランに基づき、特別養護老人ホームをはじめとする福祉系の事業所数・利用者数が増加している。

（上段：事業所数、下段：利用者数）

区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30 R4-H30
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	71	72	72	74	75	77	+6
	3,830	3,914	3,938	4,017	4,082	-	+252
介護老人保健施設	32	32	32	31	31	31	▲1
	2,216	2,221	2,245	2,182	2,134	-	▲82
介護医療院・介護療養型医療 施設	18	18	13	13	13	13	▲5
	857	861	917	908	851	-	▲6
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	152	152	156	157	157	160	+8
	2,580	2,601	2,690	2,730	2,743	-	+163
特定施設入居者生活介護	50	49	49	51	51	54	+4
	2,100	2,141	2,165	2,201	2,307	-	+207

※ 1 事業所数（休止中は除外）は各年度4月1日現在の数で、利用者数は10月利用分の人数

※ 2 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む。

※ 3 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームに入居している要介護者を対象として、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行うサービス

## ◎ 居宅サービス・地域密着型サービス（主なもの）

○第7期開始年（H30）と第8期最終年（R5）を比較すると、居宅サービス等については、訪問看護の事業所数・利用者数の増加が顕著であり、このほか訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護等も増加している。

区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	（上段：事業所数、下段：利用者数）	
							R5－H30	R4－H30
訪問介護	335	327	333	338	342	348		+13
	9,323	9,300	9,370	9,471	9,683	—		+360
訪問看護	136	139	145	162	177	194		+58
	7,109	7,641	8,381	9,012	9,463	—		+2,354
通所介護	223	234	236	236	238	241		+18
	9,680	10,098	9,976	10,049	10,241	—		+561
通所リハビリテーション	94	98	105	105	105	101		+7
	6,256	6,564	6,372	6,375	6,290	—		+34
短期入所生活介護	153	155	158	158	164	167		+14
	3,103	3,103	2,879	2,948	3,053	—		▲50
小規模多機能型居宅介護等 （地域密着型サービス）	91	89	94	94	96	97		+6
	1,325	1,366	1,527	1,640	1,670	—		+345
地域密着型通所介護 （地域密着型サービス）	147	143	133	130	129	125		▲22
	2,947	2,945	2,776	2,807	2,821	—		▲126

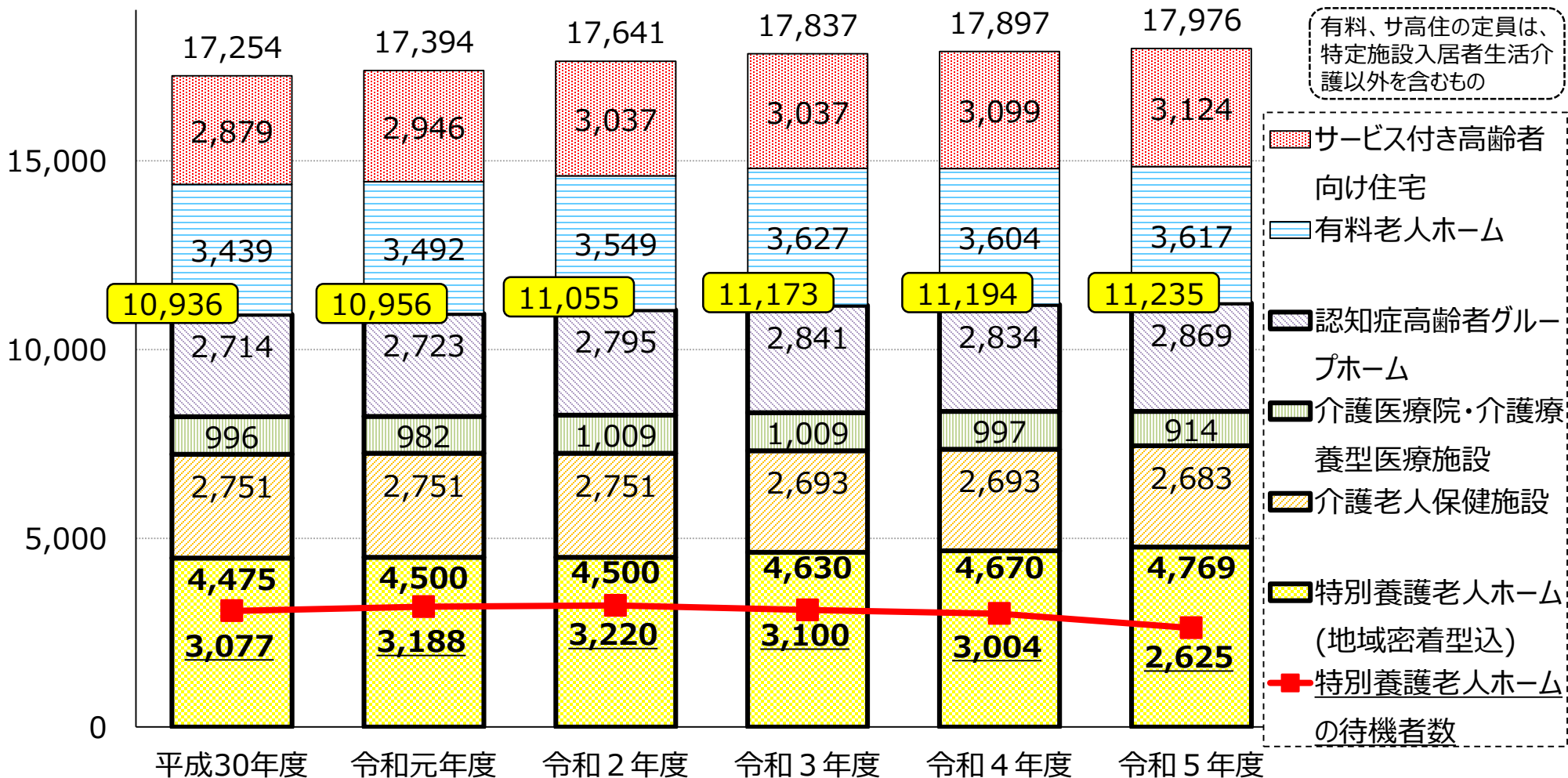
※1 事業所数（休止中は除外）は各年度4月1日現在の数で、利用者数は10月利用分の人数

※2 小規模多機能型居宅介護等は、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護を合計したもの

## 【参考2】 施設サービス等の定員数等の推移 (各年度4月1日現在)

- 第7期開始年（H30）と第8期最終年（R5）を比較すると、施設サービス等の受け皿は拡大している。
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険サービスの定員数は、299人増加（+2.7%：10,936⇒11,235）
  - ・ これらに有料老人ホーム等を加えた定員数は、722人増加（+4.2%：17,254⇒17,976）

(単位：人)





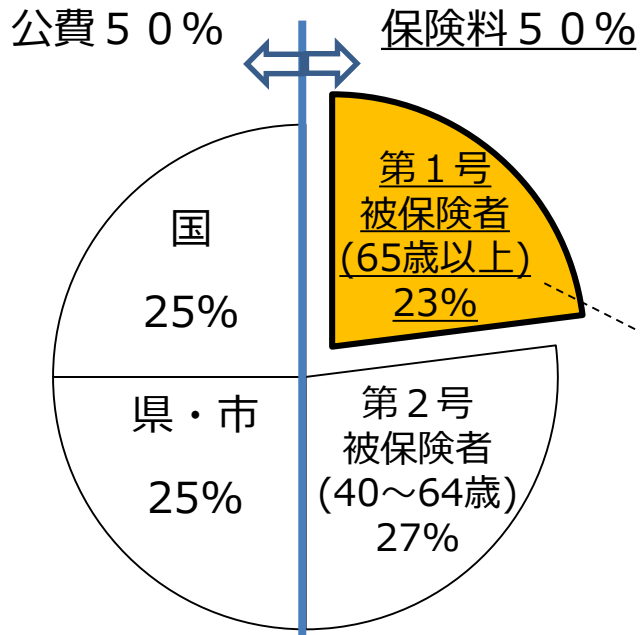
# 3 介護保険料算定に係る考え方

## (1) 介護保険料基準額の算定ルール

- 第1号被保険者の保険料基準額は、計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の見込額の概ね23%から、介護給付費準備基金の取崩額を差し引き、それを第1号被保険者数（65歳以上人口）で除した額となります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{(\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 23\% - \text{介護給付費準備基金取崩額}}{\text{第1号被保険者数 (65歳以上人口)} \times 12\text{月}}$$

### 【介護保険の費用負担割合】



#### ※介護給付費準備基金

- ・急激な給付費の増等に対応できるように、計画期間中の保険給付費等に対して生じた保険料の剰余を積み立てたものです。
- ・計画期末に基金残高がある場合は、次期計画以降の保険料抑制のために活用します。

国から交付される調整交付金（各市町村間の保険料基準額の格差を是正するため、85歳以上又は75歳以上の高齢者が高い市町村や保険料所得段階の低い人の割合が高い市町村に多く交付）によって、第1号被保険者の負担割合は若干変動します。



## (2) 広島市の第8期介護保険料の所得段階別割合・月額

- 本市では、国の考え方（第9段階まで）を基本に、表のとおり所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、第1～3段階までの所得段階を設定しています。

所得段階	要件		第8期割合	第8期保険料月額
第1	世帯全員が市民税非課税	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 80万円以下	0.3 [0.5]	1,875円 [3,125円]
第2		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.5 [0.75]	3,125円 [4,688円]
第3		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 120万円超	0.7 [0.75]	4,375円 [4,688円]
第4	世帯に課税者あり	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円以下	0.85	5,313円
<b>第5 (基準額)</b>		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円超	<b>1.0</b>	<b>6,250円</b>
第6	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1	6,875円
第7		本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1.25	7,813円
第8		本人の前年の合計所得金額 200万円超 300万円未満	1.5	9,375円
第9		本人の前年の合計所得金額 300万円超 400万円未満	1.7	10,625円
第10		本人の前年の合計所得金額 400万円超 600万円未満	1.85	11,563円
第11		本人の前年の合計所得金額 600万円超 800万円未満	2.05	12,813円
第12		本人の前年の合計所得金額 800万円超 1,000万円未満	2.25	14,063円
第13	本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上	2.45	15,313円	

※ 第1～3段階までの [ ] 書きは、公費による保険料軽減措置を行う前の割合・月額です。

### (3) 本市の介護保険料基準月額の推移

第1期	第2期		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
H12~14	H15・16	H17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~5
3,004円	3,887円	4,786円	4,786円	4,746円 (4,832円)	5,537円	5,868円	6,170円	6,250円

※ 第4期の下段カッコ書きは、国の緊急特別対策として介護保険料の上昇を抑制する措置がなかった場合の月額である。

### (4) 介護給付費準備基金の現状

区 分	金 額
令和4年度末現在残高	68億6,500万円
令和5年度中の積立予定額（令和4年度決算剰余分）	3億9,900万円
第8期の基金残高（見込み）	72億6,400万円

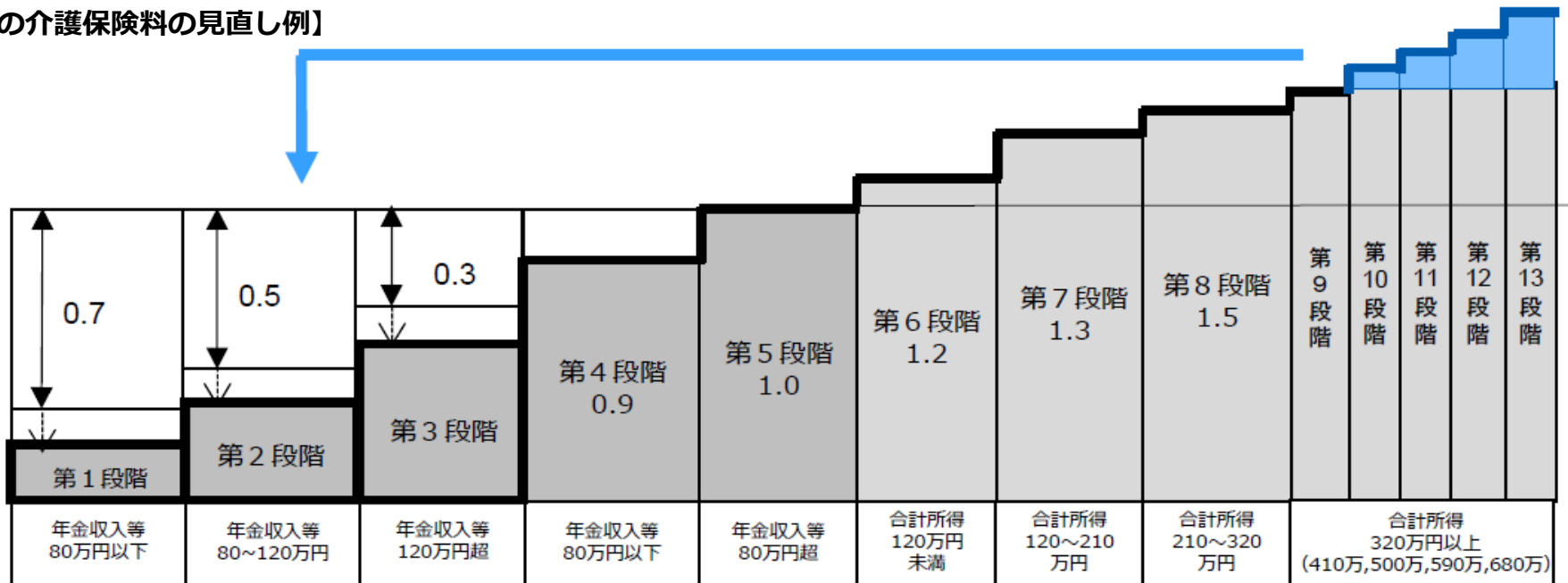
### (5) 第8期の政令指定都市の保険料所得段階数

区 分	11段階	12段階	13段階	14段階	15段階	16段階
都市数	2市	1市	7市（本市含む）	2市	5市	3市

## (6) 国の動向及び本市の考え方

- 国は、第9期の介護保険料について、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇の抑制や負担能力に応じた負担という観点から、見直し例を示しています。
- 具体的には、以下のとおり第1～3段階（世帯全員が市民税非課税である者）の保険料の引き下げを行い、この保険料減収分の原資を確保するため、標準段階を9段階から13段階に増やすとともに、これまで最高の第9段階に位置付けていた年間合計所得320万円以上のうち410万円以上を新たに第10～13段階に位置付けて保険料を増額するものです。

【国の介護保険料の見直し例】



※ 令和5年度全国介護保険担当課長会議（令和5年7月31日開催）資料から抜粋

- 本市においては、今後、介護保険料基準額の算定ルールに基づき具体的な保険料の算定作業を進めていく中で、国の動向なども踏まえて検討していきます。